

# EPA活用マニュアル



・・・日本モンゴルEPA版・・・



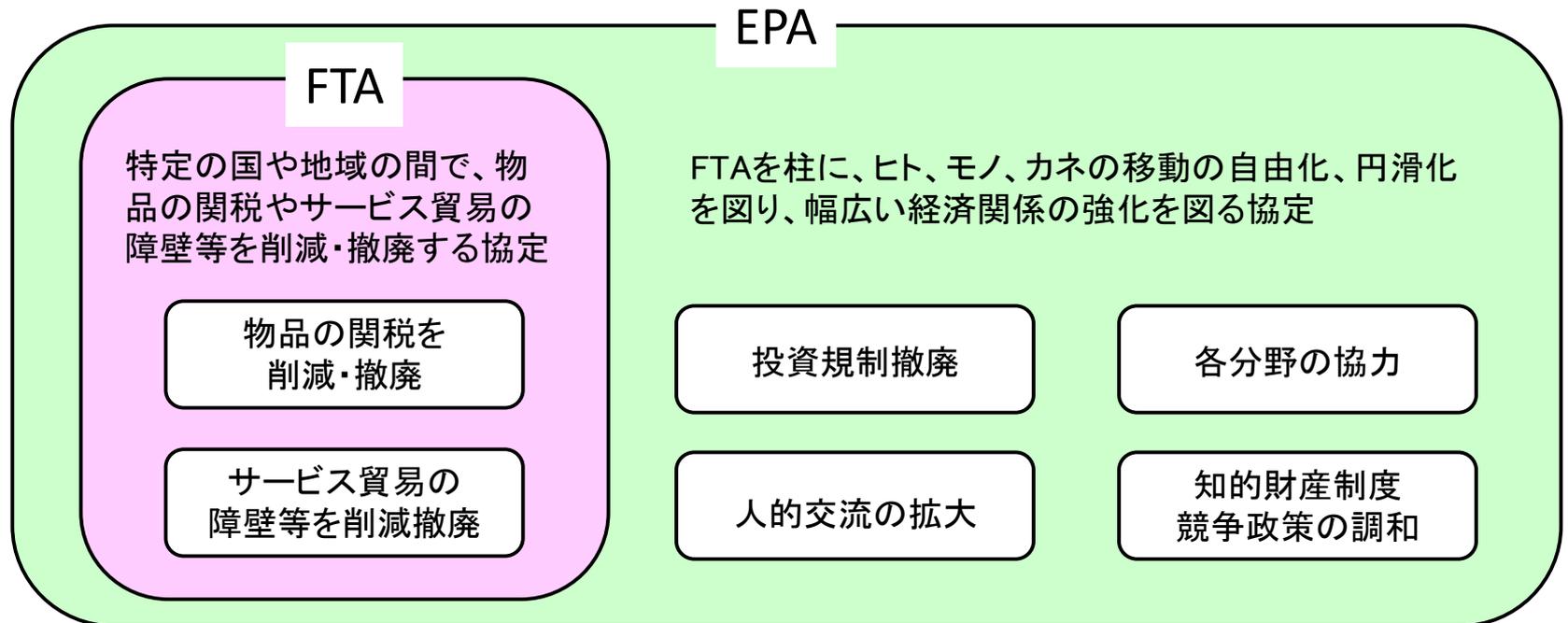
第1部	特恵税率適用までの流れ	2頁
第2部	関税率表の見方	9頁
第3部	譲許表の見方	16頁
第4部	原産地規則とは何か	23頁
第5部	原産地証明書	27頁
第6部	積送基準、GSPなど	31頁
第7部	参考資料	32頁

2018年4月1日

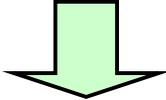
ジェトロ貿易投資相談課

日本モンゴル経済連携協定は  
2016年6月7日発効！

経済連携協定 EPA・・・Economic Partnership Agreement  
自由貿易協定 FTA・・・Free Trade Agreement



## 日本モンゴルEPAの発効により・・・

- ◆ 日本からモンゴルに輸出する物品、およびモンゴルから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある
  - 即時撤廃になるもの
  - 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
  - 割当量内で減税あるいは無税になるもの
  - 今回は妥結に至らず、再交渉するもの
  - 除外するもの・・・関税の削減・撤廃が行われないもの
- ◆ 日本モンゴルEPA特恵税率
  - ・・・日本モンゴルEPAによって、削減・撤廃される税率
- ◆ モンゴルに輸出(またはモンゴルから輸入)する物品の特恵税率を調べ、特恵税率適用を受けるための原産地証明書を用意する

## EPA特恵税率が適用されるための要件

1、2、3のすべてが必要

### 1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本からモンゴルに輸出・・・モンゴル側EPA特恵関税率表を確認  
モンゴルから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表を確認  
将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

### 2. 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

- 2-1 原産地規則を満足していることおよび積送基準を満足していること
- 2-2 そして、それを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書\*  
積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通しの船荷証券の写し等)

### 3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)を輸入国税関に対して提出すること

## EPA特恵関税を利用するための手順-1

### 1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

<ジェトロ> 「世界のFTA一覧」

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/8224a285c5cb4bd3/20170081.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/8224a285c5cb4bd3/20170081.pdf)

<WTO> Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS)

<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

<UNESCAP> Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/our-work/trade-investment-innovation/trade-investment-agreements>

<ADB> Asia Regional Integration Center

<http://aric.adb.org/FTAbCountryAll.php>

### 2. HSコードの特定: 輸入国税関が判断したHSコードが必要

輸入国で過去に同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可書に記載されているHSコード、対象品を初めて輸出するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。

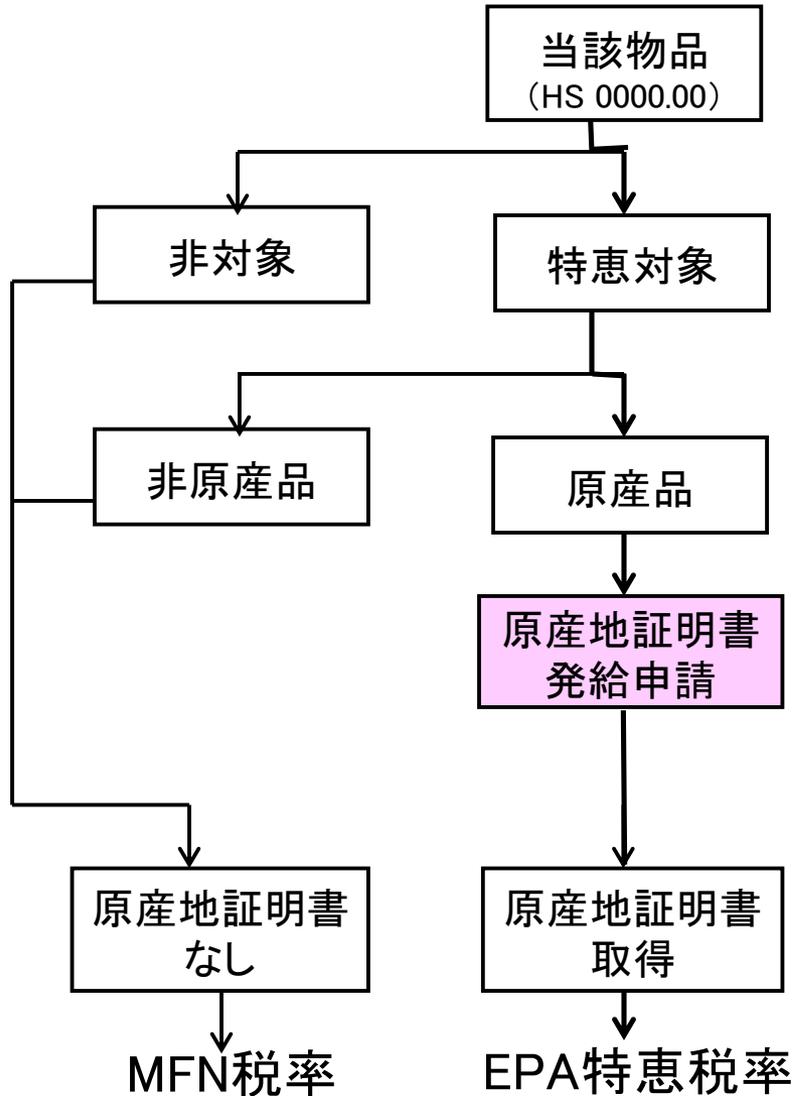
特定原産地証明書には規定のHSコードで記載しなければならない。

**日本モンゴルEPAでは2012年版HSコードで関税率、品目別規則等が規定されている。**

## EPA特恵関税を利用するための手順-2

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる  
⇒通常輸入で適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する  
ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>  
各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)からEPA/FTA特恵関税率調べる
- 4-1(輸出の場合)対象輸出産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給し、輸入者に送る。
- 4-2.(輸入の場合)対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する  
⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である
5. 対象輸入産品が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

## 日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する

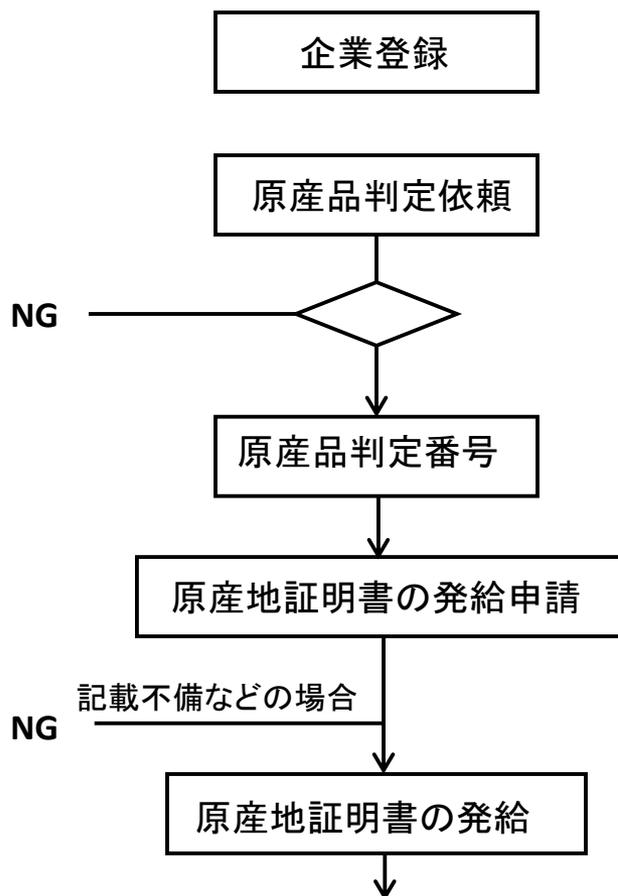
特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

原産地規則を協定附属書2(品目別規則)から調べる

日本商工会議所に原産地証明書の発給を申請をする

	関税率表および譲許表	発給申請
輸出	モンゴル側を調べる(モンゴル譲許表は英文協定付属書1)	日本で特定原産地証明書発給
輸入	日本側を調べる(日本譲許表は和文協定付属書1)	モンゴルで特定原産地証明書発給

## 原産地証明書発給の流れ(第三者証明制度)



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。  
企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。登録内容  
に変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定  
依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産  
品確認書及びその証拠書類を準備して(5年間保存義務あり)、オン  
ラインで「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、係る必要  
情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産  
品確認書、関係者への照会、あるいは調査がある。

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。  
申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、先ず、当該物品  
の原産品判定を受けておく → 「原産品判定番号」を取得して  
おく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入業者に送付  
輸入業者が税関に提出、特恵税率で通関

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照  
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>

## 関税率を調べる

### ◆ 当該物品のHSコードを確認する

- HSコードとは・・・すべての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
- HSコードが分からない時は輸入者(税関)に問い合わせる。

### ◆ HSコードから各国の(現在の)特恵関税率を調べる

協定附属書1(譲許表)から調べる。その他以下の調べ方がある。

- 日本の関税率(日本への輸入の場合)  
税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
- モンゴルなど世界各国の関税率(日本からの輸出の場合)  
ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データベース)から調べる(16頁参照)

### ◆ 段階的引き下げ品目の翌年度以降の特恵関税率は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる

- 表の4欄に「A」とある品目は、日本側・モンゴル側ともに発効日に関税撤廃
- 「Bn」の品目は段階的に毎年引き下げ・・・発効日に最初の引き下げが行われ、以降、日本側、モンゴル側とも毎年4月1日に引き下げられる

## (参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

### ◆ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

### ◆ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

参考資料:

税関「関税分類の概要」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm)

税関「輸出統計品目表2017年版」

<http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/>

税関「実行関税率表2017年5月16日版」

[http://www.customs.go.jp/tariff/2017\\_5/](http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/)

税関「輸入手続きの便利な制度」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

関税分類に関してのお問い合わせは下記税関担当部署にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261

東京税関:03-3529-0700

横浜税関:045-212-6156 /045-212-6000

名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100

大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001

神戸税関:078-333-3118/078-333-3100

門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372

長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

## (参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

### ◆ 正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共にHSコードをベースに規定されている。従って、HSコードを間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

### ◆ 関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいている。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国)は208カ国・地域にのぼる。 HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

### ◆ 関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。

EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号

統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

### ◆ 取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

参考

輸出入通関手続等に関する「お問い合わせ・ご相談 <http://www.customs.go.jp/question2.htm>

事前教示制度(品目分類関係) <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

事前教示回答(品目分類)の公開について [http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm)

輸入貨物の品目分類事例 [http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm)

関税率表解説・分類例規で調べてみる <http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>



# 関税の種類(日本の場合)

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用	
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域及び二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率(協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される)	
一般特惠税率 (GSP税率)	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国(特惠受益国)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度(GSP: Generalized System of Preferences) 特惠原産地証明書(Form A)が必要	
特別特惠税率 (LDC税率)	特惠受益国のうち、後発開発途上国(LDC)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書(Form A)の提出が必要。関税暫定措置法で定められている	
協定特惠税率 (EPA特惠税率)	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率	
	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 (対:シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル)	一般特惠(GSP)税率 特別特惠(LDC)税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所: 税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

## 日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下のとおり決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

# モンゴルの関税率を調べる

## 世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要  
⇒ ジェトロ・ウェブサイトからユーザーIDとパスワード取得可(即)

The screenshot shows the JETRO website's 'World Tariff' page. The page title is '世界各國の関税率' (World Tariff). The main content area contains text explaining that the service is provided by FedEx Trade Networks and is available for free to JETRO members. It also includes a '初めての方へ' (For first-time users) section, which is circled in red. A red arrow points from the text above to this section. The '初めての方へ' section states that user registration is required on the WorldTariff website. Below it is a '登録ユーザーの方' (For registered users) section, which provides instructions on how to log in using a user name and password.



### WorldTariff®

Access up-to-date global trade tariff information at your fingertips and in English. WorldTariff helps international trade easily and affordably.

#### Registered WorldTariff Users

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合

[ログイン](#)

#### News

[Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice](#)

#### More News

#### Contact Us

WorldTariff Customer Service  
(24 hours a day, 7 days a week)  
1.866.268.7602  
[ftninfo@fedex.com](mailto:ftninfo@fedex.com)

#### Need to Register?

Access comprehensive areas.

Register now or learn more



# (EPA) 特恵税率は譲許表で調べる(日本側)



日本側譲許表

品目別規則

- 協定本体(PDF)
- 附属書1 (第2章関係) 第2・4条の規定に関する表
- 附属書2 (第3章関係) 品目別規則
- 附属書3 (第3章関係) 原産地証明書の必要的記載事項
- 附属書4 (第7章関係) 金融サービス
- 附属書5 (第7章関係) 電気通信サービス
- 附属書6 (第7章関係) 特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表
- 附属書7 (第8章関係) 自然人の移動に関する特定の約束
- 附属書8 (第10章関係) 第10・8条1に規定する措置に関する留保
- 附属書9 (第10章関係) 第10・8条3に規定する措置に関する留保
- 附属書10(第10章関係) 収用

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/c\\_m2/mn/page3\\_001094.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m2/mn/page3_001094.html)

## (EPA) 特恵税率は譲許表で調べる(モンゴル側)

外務省 [http://www.mofa.go.jp/a\\_o/c\\_m2/mn/page3e\\_000298.html](http://www.mofa.go.jp/a_o/c_m2/mn/page3e_000298.html)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. The page title is 'Free Trade Agreement (FTA) and Economic Partnership Agreement (EPA) Agreement between Japan and Mongolia for an Economic Partnership'. A list of links is provided, with 'Annex 1 Schedules in relation to Article 2.4 (PDF)' highlighted by a red box and a red arrow pointing to a text box on the right. Other links include Annex 2 Product Specific Rules, Annex 3 Minimum Data Requirement for Certificate of Origin, Annex 4 Financial Services, Annex 5 Telecommunications Services, Annex 6 Schedules of Specific Comments and List of Most-Favored-Nation Treatment Exemptions, Annex 7 Specific Commitments for the Movement of Natural Persons, Annex 8 Reservations for Measures referred to in Paragraph 1 of Article 10.8, Annex 9 Reservations for Measures referred to in Paragraph 3 of Article 10.8, and Annex 10 Expropriation.

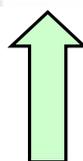
モンゴルの譲許表(関税スケジュール)  
Annex 1 Schedule in Relation to Article 2.4  
のP.155以降

## モンゴル側譲許表(英文テキスト)

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Note
25292230	--- Fluorite in lump		A	
25293000	- Leucite; nepheline and nepheline syenite	5%	B10	
2530	Mineral substances not elsewhere specified or included.			
25301000	- Vermiculite, perlite and chlorites, unexpanded	5%	B10	
25302000	- Kieserite, epsomite (natural magnesium sulphates)	5%	B10	
25309000	- Other	5%	B10	
<b>Chapter 26</b>	<b>Ores, slag and ash</b>			
2601	Iron ores and concentrates, including roasted iron pyrites.			
	- Iron ores and concentrates, other than roasted iron pyrites:			
260111	-- Non-agglomerated:			
26011110	--- Iron ores		A	
26011120	--- Iron concentrates		A	
260112	--- Agglomerated:			



当該品目のHSコード(上6桁は各国共通)  
輸出実績があれば過去のHSコードを確認  
輸出実績が無ければ輸入者を通じて輸入国  
税関に問い合わせる



日本語の品目名は輸出  
統計品目表などで確認



基準税率

必ずしもMFN税率に一致しない  
必ず最新のMFN税率も確認すること



譲許スケジュール  
(次頁参照)

## 譲許表の注釈(日本・モンゴル共通)

4欄	内 容
A	協定発効時に撤廃
B3	協定発効時に基準税率から4回の均等な引き下げにて4年目の4月1日に関税撤廃
B5	協定発効時に基準税率から6回の均等な引き下げにて6年目の4月1日に関税撤廃
B7	協定発効時に基準税率から8回の均等な引き下げにて8年目の4月1日に関税撤廃
B10	協定発効時に基準税率から11回の均等な引き下げにて8年目の4月1日に関税撤廃
B10*	11年目の4月1日に基準税率から無税までの引き下げにより撤廃
B15	協定の発効後に基準税率から16回の均等な引き下げにて16年目の4月1日に撤廃
B20	協定の発効後に基準税率から21回の均等な引き下げにて21年目の4月1日に撤廃
P	表の5欄の注釈に定める条件に従って削減
Q	表の5欄の注釈に定める条件に従う
R	関税に係る約束の対象外。表の5欄の注釈に従って交渉する
X	関税に係る約束の対象外

## 日本側譲許表(表5欄)の見方

日本側譲許表の第5欄に注釈(1~16の数字)がついている品目については、特定の関税率ないし関税割当数量についての詳細な規定がある。協定附属書1の第2編(日本国の表についての注釈)を参照

主要対象品目:HSコード第2類、第4類、第11類、第15~22類の品目の一部(農水産品)。

対象品目に関する譲許スケジュールはP、Q、Rの品目

## モンゴル側譲許表(表5欄の見方)

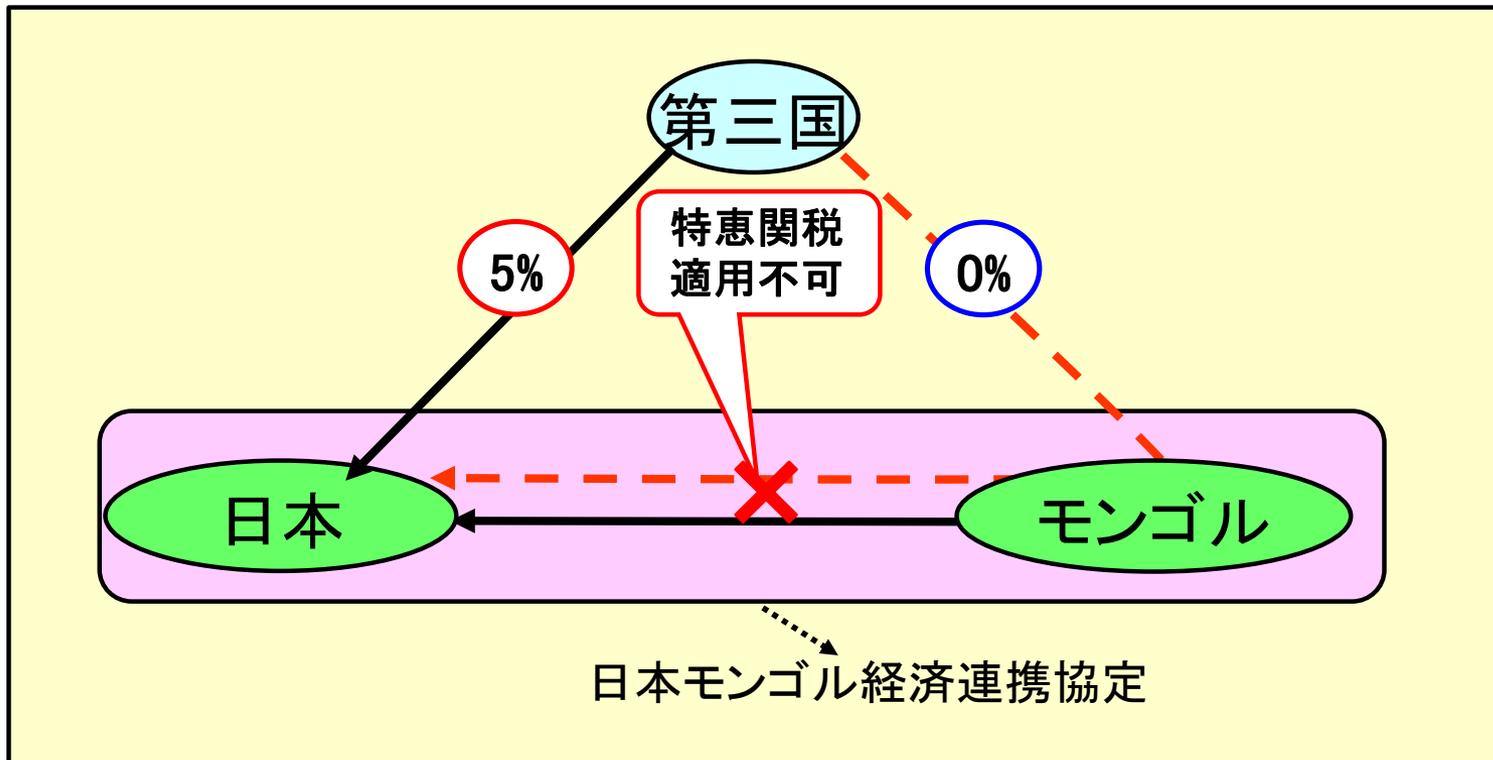
モンゴル側譲許表の第5欄に“r”の注釈がついている品目については、締約国が合意した場合に見直し交渉が行われる。

主要対象品目：

第01類・04類・05類の一部(動物や動物性生産品など)、11類(穀粉など)・第20～24類の太宗(調製食料品等)、第25～27類の一部(鉱物性生産品)、第28～38類の一部(化学品)、第39～40類の一部(プラスチックなど)、第41～43類の一部(皮革製品)、第73～79類の一部(金属)、第84類の一部(機械)、第87類の一部(車両)、第90類の一部(各種機器)、第94～96類の一部(雑品)、第97類の一部(美術骨董など)

## EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本-モンゴル経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特惠関税は**当該国の原産品に限り**適用される。従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からモンゴルに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)**



## 原産品であることを判断する一般的な基準

輸出産品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、品目ごとに各経済連携協定に定められている。具体的にはHSコードを特定し、利用する経済連携協定の品目別規則に規定されている対象輸出産品に要求される原産地規則を調べる。輸出産品がこの基準を満たしていることを審査し基準を満たしていれば、原産地証明書が発給される。

		概要	適用される産品例
(1) 完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品 (例: モンゴルで生まれ育った牛、モンゴルで収穫された小麦、モンゴルで採掘された鉱物など)
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品		非原産の原材料を使用して生産された原産材料を含む当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品	加工食品など(第三国のオリーブからモンゴルで生産されたオリーブオイル・オリーブ石鹸)
(3) 非原産材料を用いて加工された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準をみたすもので、3つの実質的変更基準がある	<b>鉱工業品</b> 日本モンゴル経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的。
品目別規則	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例: 40%)以上となる場合に原産品とする	
	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が協定で求める桁数レベルで異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が行われたことをもって原産品とする	
			<b>繊維製品</b> 日本モンゴル経済連携協定では、50~63類の品目のほとんどは、2工程基準(糸→編物・織物→衣類など)が適用される。

## 日本モンゴル経済連携協定における原産地規則

協定第三章の原産地規則を満たすものは「原産品」である

1. 当該締約国において完全に得られるもの（完全生産品）
2. 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
3. 一又は二以上の生産者によって一方または双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として附属書二に定める品目別規則の要件を満たす産品であって、当該産品の生産の最終工程が輸出締約国において行われたもの（実質的変更基準を満たす産品）
  - a. 関税分類変更基準
  - b. 付加価値基準
  - c. 加工工程基準

## 原産地規則（附属書2の見方）

HSコード (2012年版)	品名	品目別規則
第87類	鉄道用又は軌道用以外の車両並びにその部品及び附属品	
8701	トラクター（第8709項のトラクターを除く）	CTH又はQVC40
8702	10人以上の人員（運転手を含む）の輸送用の自動車	CTH又はQVC40
8703	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものと	CTH又はQVC40

（原文は縦書き）

**関税分類変更基準**

CTHは、Change of Tariff Headingのことで、他の項(4桁)の材料からの変更のこと。

**付加価値基準**

QVCは、付加価値基準のことで、QVC40は付加価値40%以上のこと。

従って、8701～8703の品目別原産地規則は、4桁の関税番号の変更がなされたあるいは、付加価値40%以上の条件のいずれかを満たしていれば原産品である

## 原産地証明書の企業登録申請に必要なデータ

### <企業の場合>

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 第一種特定原産地証明書発給に係る登録申請書、2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

### <個人の場合>

- (1) ①戸籍抄本または住民票の写し(外国籍の場合は在留カードまたは住民票の写し等)、②印鑑証明書 (①・②のいずれも発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 第一種特定原産地証明書発給に係る登録申請書、2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所: 日本商工会議所「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-発給システム操作編」

## 原産品判定依頼に必要なデータ

- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名〈英文・和文〉、所在地〈英文・和文〉、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
  - A: 国内で完全に得られ又は生産された製品
  - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
  - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
  - ①付加価値基準
  - ②関税分類変更基準
  - ③加工工程基準
  - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

## 原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- (1) 発給申請者に係る情報 氏名(和文・英文)、企業登録番号、企業名(和文・英文)、役職(和文・英文)、郵便番号、所在地、電話番号、FAX、Eメール、担当者名等
- (2) 輸出者に係る情報 企業登録番号、社名(和文・英文)、電話番号、FAX、郵便番号、所在地(和文・英文)、Eメール等
- (3) 輸入者に係る情報 社名(英文)、所在地(英文)、電話番号、FAX等
- (4) 原産品判定番号: HSコード、原産品名
- (5) 輸送手段: 出航予定日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)
- (6) インボイス・産品・荷姿情報 インボイス日付、インボイス発行者名と所在地(英文)、品名、数量・単位、包装数量・形態(Number and kind of package)、荷印・荷物番号(Marks and numbers)
- (7) 手数料納付・証明書交付方法 手数料現金支払い・振込み、証明書窓口・郵送受取
- (8) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

# 原産地証明書の記載要領

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000164809.pdf>

(6~8頁)

**Appendix 1 A**

**FORMAT OF CERTIFICATE OF ORIGIN**

<p>1. Exporter's Name, Address and Country</p>	<p>2. Importer's Name or Consignor's Name, Address and Country</p>	<p><b>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND MONGOLIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</b></p> <p><b>CERTIFICATE OF ORIGIN</b></p> <p>Serial No. _____ (Insert)</p>	
<p>3. Transport details (mode and route, as far as known)</p>	<p>4. Invoice number (as necessary), Marks and numbers, (Number and kind of packages, Description of goods, HS tariff classification number if any)</p>	<p>5. Origin (Status and other relevant)</p>	<p>6. Customs (Date of last transit, or other authority date)</p>
<p>7. Signature</p>		<p>8. Declaration</p> <p>The undersigned hereby certifies, on the basis of the information necessary to support the Certificate that the goods mentioned herein have been produced in the importing Party of _____</p> <p>Consular (Governmental authority or Designated)</p> <p>Place and Date</p> <p>Signature</p> <p>Date (month and year)</p>	<p>9. Declaration</p> <p>The undersigned hereby certifies, on the basis of the information necessary to support the Certificate that the goods mentioned herein have been produced in the exporting Party of _____</p> <p>Consular (Governmental authority or Designated)</p> <p>Place and Date</p> <p>Signature</p> <p>Date (month and year)</p>

**Instructions for Certificate of Origin**      **Appendix 1-B**

Parties which accept this form for the purpose of preferential treatment under the Agreement between Japan and Mongolia for an Economic Partnership (hereafter referred to as "the Agreement") are Japan and Mongolia.

**General Comments**

The conditions for the preferential tariff treatment under the Agreement are that the goods exported to Japan or Mongolia should:

1. fall within description of goods eligible for the preferential tariff treatment in Japan or Mongolia
2. comply with one of the requirements set out in Origin Criterion and
3. comply with the provisions of contingent interests of Article 3.8 of the Agreement.

**Origin Criterion**

- A. The good is wholly obtained or produced entirely in the Party, as defined in Article 3.3 of the Agreement.
- B. The good is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party.
- C. The good satisfies the product specific rules (change in tariff classification, qualifying value content or specific manufacturing or processing operations) set out in Annex 2 to the Agreement, as well as all other applicable requirements of Chapter 3 of the Agreement, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials.

**Instructions for Certificate of Origin**

For the purpose of claiming preferential tariff treatment, the document should be completed legibly and in full by the exporter or its authorized agent and verified by the competent governmental authority of the exporting Party or its designees. Every item of the form should be completed in the English language. The document should be no longer valid if it is mutilated after the issuance, except where a modification is made in accordance with (Rule 4).

If the space of this document is insufficient to specify the necessary particulars for identifying the goods and other related information, the exporter or its authorized agent may provide the information using a second copy of the form affixed to the original for the additional pages.

**Notes**

Note 1: Every item entered in this form should be true and correct. False information or documents related to the Certificate of Origin are subject to penalty in accordance with the laws and regulations of the exporting Party.

Note 2: The Certificate of Origin is a basis of determination of origin at the customs authority of the importing Party.

**Field 1:** State the full name, address and country of the exporter who applies, or authorizes its agent to apply, to the Certificate of Origin.

**Field 2:** State the full name, address and country of the importer or consignee. As defined in subparagraph (f) of Article 3.7 of the Agreement, "importer" means a person who imports a good into the importing Party (e.g. the consignee who declares the merchandise).

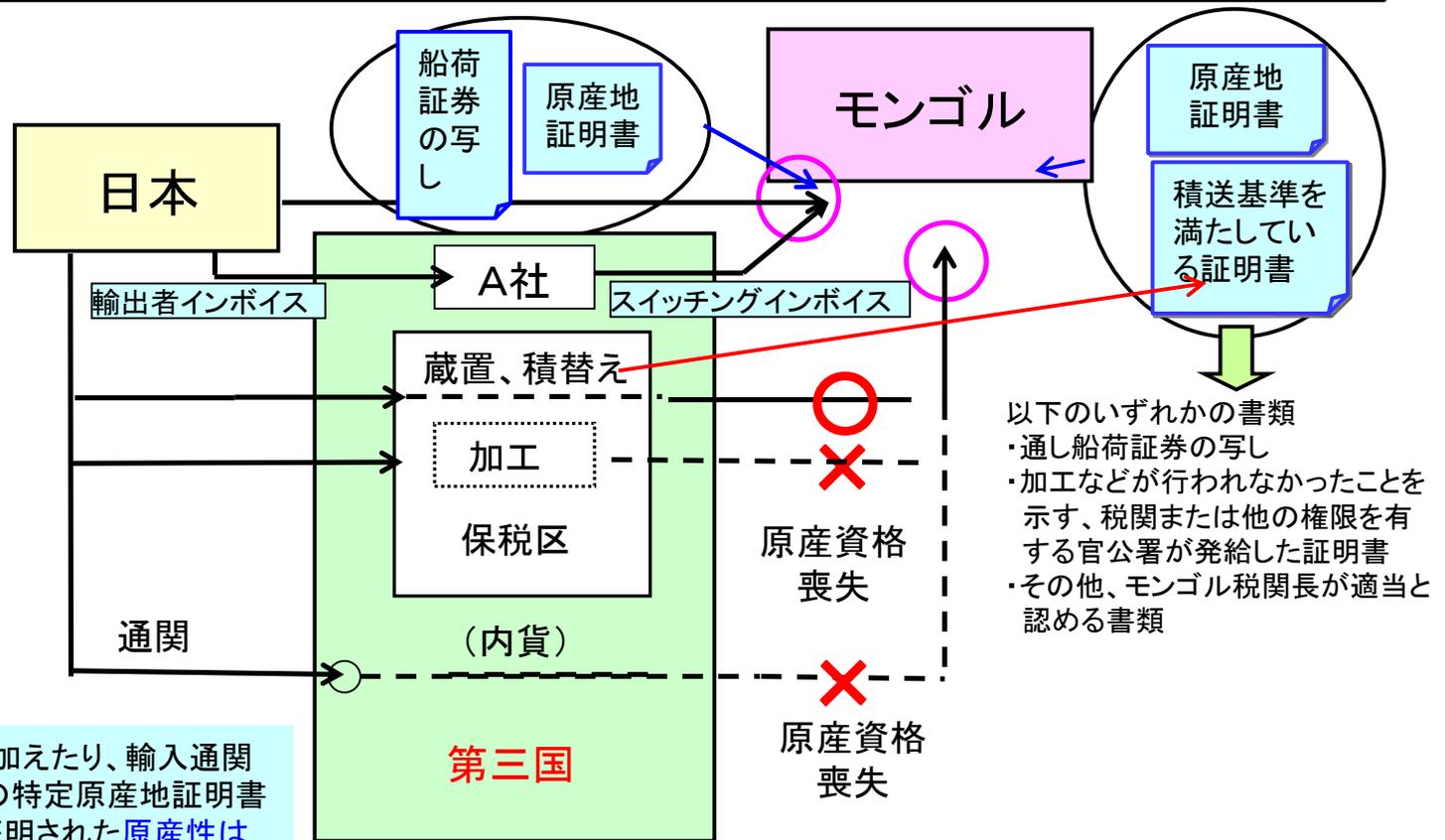
**Field 3:** Provide the name of loading gear, transit mark and discharging port and, the name of vessel or flight number, as far as known, in case of maritime transport, include the date of shipment (i.e. bill of lading or airway bill date).

**Field 4:** Provide invoice number (as necessary), marks and numbers, number and kind of packages, HS tariff classification number as amended on January 1, 2012 and description of each good consigned. Marks and numbers may be summarily described as necessary.

For each good, the HS tariff classification number should be indicated at the 6-digit level.

# 積送基準 リンボイス

積送基準はEPA特惠関税適用の要件1つである。積送基準は直接輸送とも言われ、輸出国から輸入国まで対象産品の原産性を維持したまま輸送する事を要求している。従って、第三国で蔵置、積替えて輸送する場合は、税関またはその他の権限を有する官公署発給の原産品の資格を失っていないことを証明する書類が必要。第三国で発出されるインボイスの受入れは可能



EPAでは第三国で加工を加えたり、輸入通関すると、例え輸出国発行の特定原産地証明書があっても、その時点で証明された原産性は失効したことになるので注意を要する

# 特定原産地証明書発給申請マニュアル

申請先は日本商工会議所  
[http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

日本商工会議所  
The Japan Chamber of Commerce and Industry

EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

マニュアル

特定原産地証明書発給申請マニュアル

特定原産地証明書発給申請の手順

ステップ1 ステップ2 ステップ3 ステップ4 ステップ5 ステップ6 ステップ7

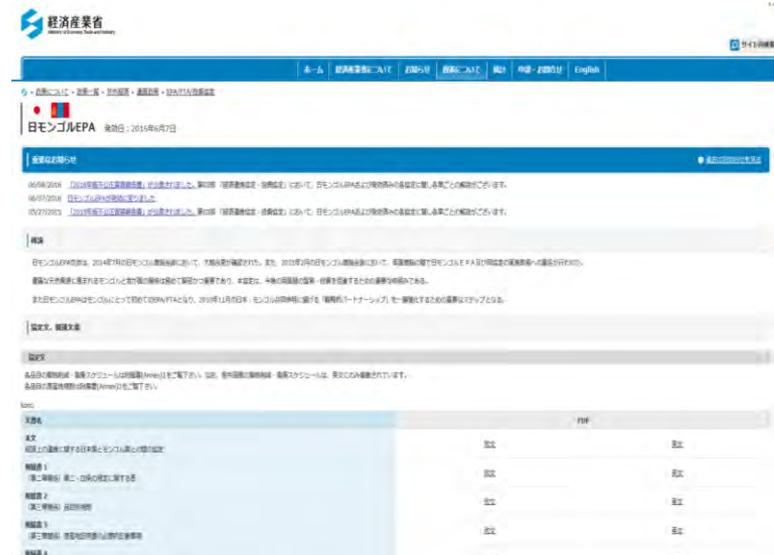
ステップ1 輸出しようとする製品の6桁ベースのHSコード（関税分類番号）を確認します。

ステップ2 輸出しようとする製品のEPA税率の有無や税率を確認します。日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ「世界各国の関税率（World Tariff）」において、HSコードでEPA税率の有無や税率を確認できます。

# 関連マニュアル等

財務省関税局

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/mongol/shiryo.pdf>



[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/epa/mn/](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/mn/)

# 本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話:03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

**不許複製 禁無断転載**